

加古川市利用者支援事業実施要綱

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、小学校就学前の児童やその保護者が、適切な保育サービスを選択し、円滑に利用できるように支援するため実施する利用者支援事業（以下「事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育サービスの情報収集及び提供
- (2) 保育サービスの利用に関する相談及び支援
- (3) 保育所等に入所できなかった人への支援

(実施場所)

第3条 事業の実施場所は、こども部幼児保育課とする。

(実施日)

第4条 事業の実施日は、次に掲げる日を除く日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(実施時間)

第5条 事業の実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(職員の配置)

第6条 保育士の資格を有し、かつ、業務に必要な知識、能力、経験等を有すると認められる者を利用者支援専門員として配置する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。